

医療法人 大社会 桜区南部圏域地域包括支援センターザイタック

運営規程

第1条（事業の目的）

この規定は、医療法人 大社会が開設する地域包括支援センター「桜区南部圏域地域包括支援センターザイタック」（以下「事業所」という）が行う、指定介護予防支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 医療法人大社会 桜区南部圏域地域包括支援センター ザイタック
2. 所在地 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目25-8 U21ビル 2階

第4条（職員の職種、職務内容）

主たる事業所に勤務する職員の職種、職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者（常勤）

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 主任介護支援専門員（常勤）

主任介護支援専門員は事業者や介護支援専門員の指導などを行う。

3. 保健師等（常勤）

保健師等は、介護予防ケアプランの作成や介護予防指導などを行う。

4. 社会福祉士（常勤）

社会福祉士は、高齢者の権利擁護に関する相談などを行う。

5. 地域支え合い推進員（非常勤）

地域支え合い推進員は、地域の支え合い活動の発掘、新たな支え合い活動の推進などを行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
2. 営業時間 9時～17時30分までとする。
3. 連絡体制 電話（留守番電話）等により24時間連絡可能な体制をとる。

第6条（指定介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料）

介護予防支援事業の提供方法、内容、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の担当地域は、桜区南部圏域とする。ただし、その他の地域においても相談に応じるものとする。

第8条（他機関との連携）

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第9条（高齢者虐待防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第10条（その他運営についての留意事項）

1. 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
2. 従事者は、在職中または退職後において、職務上知り得た利用者又は家族の秘密及び個人情報を保持する。
3. 従事者であった者に、職務上知り得た利用者又は家族の秘密及び個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を個人情報保護に関する事業所内規則の内容とする。
4. この規定に定めるほか、運営に必要な事項は「医療法人 大壮会」と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。